

女性の就職を促進するための  
職場環境の改善に必要な取組に  
**最大50万円**助成します！

助成率

2/3

**令和6年度ものづくり企業女性就職促進助成金**

### 取組例

女性用トイレの  
新設や増設



女性用更衣室の  
新設や拡張



女性用休憩室の  
新設や拡張



女性専用設備の整備により、女性社員の確保および定着に資する事業が該当となります。

### ● 助成対象者

さっぽろ連携中枢都市圏※(以下、圏域市町村という)内に本社及び製造拠点を有する中小企業者等のうち、製造業及び建設業(建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る)

※札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の12市町村

### ● 助成率及び助成金額

**助成率：助成対象経費の3分の2**  
**助成金額：上限50万円**

### ● 助成件数

**13件程度**(そのうち、札幌市外に本社を有する圏域市町村企業は最大2件までとする)

### ● 募集期間

**令和6年4月8日(月)～令和7年1月17日(金)まで**  
随時受付・先着順で交付決定。ただし、予算額に達し次第終了します。

## ● 助成対象事業および交付要件

以下の全てを満たす女性専用のトイレ、更衣室、休憩室、その他女性の人材確保・定着において市長が必要かつ適当と認める設備の設置

- ・交付決定日から令和7年2月28日（金）までに終了（支払いを含む）する事業であること。
- ・設備を設置する建物は、圏域市町村内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。
- ・設置場所は製造拠点もしくは製造拠点と同じ敷地内にある事務室等（製造拠点で従事する従業員が就業時に利用する場所に限る）であること。
- ・設置する設備は、常設かつ専ら従業員の使用に供するものであり、女性専用設備であることが客観的に認識可能な表示を備えていること
- ・新設・改修いずれも対象とする。

## ● 助成対象経費

助成対象事業の実施に要する工事費（最小限必要と認められる付帯工事費を含む）及び設計監理費の他、当該工事によって備え付けられる設備品費を対象とする。

なお、消費税、振込手数料及び自社（親会社・子会社・関連会社を含む）の技術や製造物等を調達する場合の経費は助成対象経費として認めない。

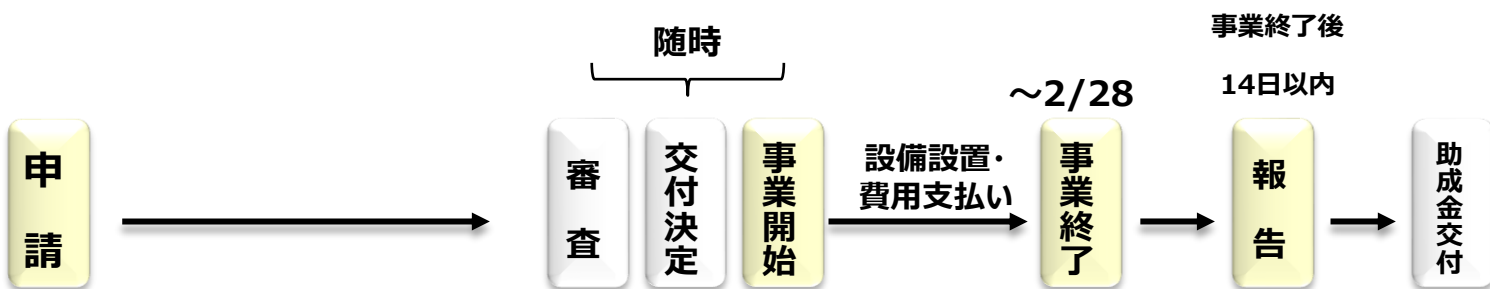
※助成金交付決定日以降に契約し、令和7年（2025年）2月28日（金曜日）までに支払いを終えた経費を対象とする。

## ● 申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、下記申込先へ郵送してください

※様式は市HPからダウンロードいただけます

## ● 申請から交付までの流れ



## お申込み・お問合せ先

札幌市経済観光局産業振興部  
産業振興課ものづくり産業係

〒060-8611  
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所（15階北側）  
TEL:011-211-2392  
E-MAIL:monodukuri@city.sapporo.jp

**公募要領・申請様式は市HPでご確認ください。**

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/seizo/shien/jyoseisyusyokusokusin.html>

